入　札　説　明　書

令和８年度京都府産業廃棄物処理実績報告データベース化業務入札公告（令和８年11月25日。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　令和８年11月25日

２　契約担当者　京都府知事　西脇　隆俊

３　担当部局　〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総合政策環境部循環型社会推進課
電話番号　(075)414-4717

４　入札に関する事項

(1) 業務の名称及び数量
令和８年度京都府産業廃棄物処理実績報告データベース化業務　一式

(2) 業務の仕様等
別添令和８年度京都府産業廃棄物処理実績報告データベース化業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 納入期限
契約日以降で京都府が指示する日

(4) 納入場所
京都府総合政策環境部循環型社会推進課（京都府庁第２号館２階）

５　入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者

６　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ　審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の４月１日をいう。）において、直前２営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ　申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ　過去５年以内に国又は地方公共団体が発注する産業廃棄物処理実績報告の集計及び解析業務を行ったことがない者

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ｱ) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者

その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

(ｲ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

(ｳ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(ｴ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(ｵ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(ｶ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

(ｷ) (ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(ｶ)に該当する場合を除く。）に、当該契約の解除の求めに従わなかった者

カ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7　資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月７日（月）まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所

４の(4)に同じ。

(3) 提出方法

ア　持参の場合

提出期間中の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に提出すること。

イ　郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、申請者が京都府の物品参加資格者名簿（物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿）に登録されている場合、提出期限前日までにその旨を循環型社会

推進課に申し立てることにより、アからウまでの資料を省略することができる。

ア　法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第１項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ　府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（別記第２号様式）

ウ　消費税及び地方消費税納税証明書

エ　会社概要

オ　営業経歴書及び営業実績調書（別記第３号様式）

カ　取引使用印鑑届（別記第４号様式）

キ　権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第５号様式）及び受任者の身分証明書

ク　７の(1)のオ及びカに該当しないことを証する書類

ケ　申請者が中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく協同組合である場合には組合員名簿

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

８　参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、令和８年度京都府産業廃棄物処理実績報告データベース化業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

９　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第６号様式）により申請書を提出した者に文書で通知する。

10　参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10 による資格審査の結果を通知した日から令和９年３月 31 日までとする。

11　参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（９の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第７号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあっては、氏名

12　参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（６及び７の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア　個人が死亡したときは、その相続人

イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ　個人が法人を設立したときは、その法人

エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ　法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第８号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書（別記第９号様式）を提出した者に文書で通知する。

13　参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、地方自治法施行令第 167 条の４第２項の各号に該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別記第 10 号様式）によりその者に文書で通知する。

14　入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア　日時

令和８年 12 月 14 日（月）14 時

イ　場所

京都府総合政策環境部特別参与室（京都府庁旧本館２階）

(2) 入札の方法

ア　入札書（別紙様式）は持参し、又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ　入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和８年度京都府産業廃棄物処理実績報告データベース化

業務　入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ　資格審査の結果、資格を有すると認められた者が１名であっても、原則として入札を執行する。

オ　入札回数は２回までとする。

カ　当該業務に係る一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 郵送による入札書の提出方法

ア　受領期限

令和８年 12 月 11 日（金曜日）午後５時まで（必着）

イ　提 出 先

３に同じ（提出した場合は、必ずその旨を電話連絡すること。）

ウ　そ の 他

(ｱ) 郵便の種類は、書留郵便とし、京都府総合政策環境部循環型社会推進課宛ての親展とする。

(ｲ) 入札書は二重封筒とし、表封筒に「　月　日開札令和８年度京都府産業廃棄物処理実績報告データベース化業務一式入札書在中」と朱書きし、中封筒には入札書のみを入れること。なお、中封筒は(2)ウのとおりに封印等の処理をすること。

(ｳ) 審査結果通知書の写し（１枚）を表封筒に同封すること。

(ｴ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしなければならない。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9)　開札

ア　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、入札参加者のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時において再度の入札を行う。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ　委任状を持参しない代理人による入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク　関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ　その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ　落札者が決定通知のあった日から５日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16　入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の５相当額の違約金を落札者から徴収する。

17　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 10 相当額の違約金を徴収する。

18　契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第２項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

19　契約書の作成の要否

要する（別紙契約書案により作成するものとする。）。

20　その他

(1) １から 19 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。